

令和元年8月27日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県地方独立行政法人評価委員会  
委員長 伊 藤 成 治

意 見 書

公立大学法人青森県立保健大学の「第二期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討」について、地方独立行政法人法第79条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

審議の結果、

- ・本県が目指す「青森県型地域共生社会」の実現や県民の健康づくりに向け、保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことのできる人材の育成及び教育研究成果の還元などの地域貢献活動において重要な存在意義があること
- ・中期計画は総じて順調な進捗状況にあり、概ね中期目標の達成が見込まれること

などの理由から、青森県が設立する公立大学法人として、引き続き県との連携の下、法人化のメリットを最大限に活かし、業務を継続することが適当と考えられる。